

様式第1号（第6関係）

年 月 日

陸前高田市長 戸 羽 太 様

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

陸前高田市文化財保護事業補助金交付申請書

陸前高田市文化財保護事業補助金の交付を受けたいので、陸前高田市補助金交付規則により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

交付を受けようとする補助金の額 金 円

様式第2号（別表関係）

事業計画（実績）書

1 補助事業に係る文化財の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 経費の配分

区 分	単 価 (円)	数 量	金 額 (円)	備 考
主 た る 経 費				
	小 計			
そ の 他 の 経 費				
	小 計			

4 事業完了予定（完了）年月日

年 月 日

5 その他参考となる事項

様式第3号（別表関係）

収支予算（精算）書

1 収入

区 分	予算額	精算額	備 考
計			

2 支出

区 分	予算額	精算額	備 考
計			

陸前高田市 町字 番地
様

陸前高田市文化財保護事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった陸前高田市文化財保護事業補助金については、下記の条件を付して交付の決定をしたので、陸前高田市補助金交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長

記

1 事業名

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の交付の対象となる補助事業の内容

(1) 申請書に記載されたとおりとする。

(2) 規則第5条第2項に基づき、以下の条件を付す。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。

イ 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

エ 補助事業が予定期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告して指示を受けること。

オ 補助金交付の目的以外に使用した場合又は経費が補助金額に満たない場合は、補助金の全部又は一部を返還させること。

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求 をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第7関係）

陸前高田市指令教生第 号

陸前高田市 町字 番地
様

陸前高田市文化財保護事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった陸前高田市文化財保護事業
補助金について、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

陸前高田市長

記

不交付の理由

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求 をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

陸前高田市長

様

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

陸前高田市文化財保護事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け陸前高田市指令教生第 号で補助金の交付の決定の通知があった陸前高田市文化財保護事業補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）したいので、陸前高田市文化財保護事業補助金交付要綱第9の規定により申請します。

記

1 事業名

2 変更（中止、廃止）の内容

3 変更（中止、廃止）の年月日

備考1 事業ごとに別様とすること。

2 添付書類は、変更前と変更後を比較対照できるように作成すること。

陸前高田市 町字 番地
様

陸前高田市文化財保護事業変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった陸前高田市文化財保護事業の変更（中止、廃止）については、下記のとおり承認することに決定したので、陸前高田市補助金交付規則第11条第2項の規定により通知します。

年 月 日

陸前高田市長

記

1 事業名

2 変更交付決定額	金	円
〔 既交付決定額	金	円
	追加（増・減額）交付決定額	金

3 補助金の交付の対象となる補助事業の内容

(1) 申請書に記載されたとおりとする。

(2) 規則第5条第2項に基づき、以下の条件を付す。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けること。

イ 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

エ 補助事業が予定期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告して指示を受けること。

オ 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1月を経過する日又は交付決定日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長まで提出すること。

カ 補助金交付の目的以外に使用した場合又は経費が補助金額に満たない場合は、補助金の全部又は一部を返還させること。

教 示

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、陸前高田市長に対して審査請求書を提出して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求 をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市を被告として（訴訟において陸前高田市を代表する者は、陸前高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求 に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号（第11関係）

年 月 日

陸前高田市長

様

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

陸前高田市文化財保護事業補助金前金払請求書

年 月 日付け陸前高田市指令教生 第 号で補助金の交付の決定の通知があった陸前高田市文化財保護事業補助金について、補助金の前金払を受けたいので、陸前高田市文化財保護事業補助金交付要綱第11の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	今 回 請 求 額	金	円
	補 助 金 交 付 決 定 額	金	円
	前 回 ま だ の 受 領 済 額	金	円
	差 引 残 額	金	円

2 請求理由

様式第9号（第12関係）

年 月 日

陸前高田市長

様

団体名

代表者

住 所

氏 名

印

陸前高田市文化財保護事業補助金請求（精算）書

年 月 日付け陸前高田市指令教生 第 号で補助金の交付の決定の通知があった陸前高田市文化財保護事業が完了したので、陸前高田市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

補助金交付決定額 金 円

前金払受領済額 金 円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。